

固定資産税の課税標準の特例制度について

(令和4年度 地方税法より一部抜粋)

～ 注 意 ～

- ・固定資産税における課税標準の特例制度を一部抜粋し、概略を列記したものです。
- ・下表の対象者が取得した資産がすべて特例の対象となるわけではありません。特例の対象となるかは関係法令等をご確認ください。
(表の更新が法令改正に追いつかない場合がありますので、申告前には、必ず最新の関係法令をご確認ください。)
- ・特例の適用可否を判断するため、記載の添付書類の他に関連書類の追加提出を求めていることがあります。

法令条項	固定資産の種類	特例割合	取得期限の有無	対象者	備考(添付書類等)
○ 地方税法第349条の3関係 (以下、「法349条の3」と記載しています。)					
法349条の3第1項	鉄軌道の新規営業路線の建設等に係る線路設備等	最初の5年・・・1/3 その後の5年・・・2/3		鉄道事業者、 軌道経営者、 独立行政法人鉄道建設・運輸 施設整備支援機構	路線整備計画書、 設計図書等
	上記のうち、 立体交差化施設に係る線路設備	最初の5年・・・1/6 その後・・・1/3			
法349条の3第2項	一般ガス導管事業者が新設したガス導管 事業用の償却資産	最初の5年・・・1/3 その後の5年・・・2/3		ガス事業法に規定する一般ガ ス導管事業者	ガス事業の許認可証、 仕様書等
法349条の3第3項	農業協同組合、中小企業等協同組合等が 国の補助金又は交付金の交付を受けて取 得した共同利用設備(機械及び装置)	最初の3年・・・1/2		農業協同組合、 中小企業等協同組合(事業協 同小組合及び企業組合除 く)、 その他政令で定める法人	設備利用規約、 補助金・交付金の申請・交付決 定通知等
法349条の3第4項	外航船舶	1/6		当該船舶の所有者	船舶原簿、 船籍票及び登録票の写し、 検査証書等
	準外航船舶	1/4			
法349条の3第5項	内航船舶(第4項以外の船舶で、専ら遊覧 の用に供する船舶等を除く)	1/2			
法349条の3第9項	日本放送協会が事業の用に供する固定資 産	1/2		日本放送協会	
法349条の3第11項	登録有形文化財等である家屋 登録記念物等である家屋及びその敷地	1/2		当該家屋及びその敷地の所 有者	登録文化財等の指定通知書等
法349条の3第23項	信用協同組合、信用金庫等が所有し、使 用する事務所及び倉庫	3/5		信用協同組合(連合会)、 労働金庫(連合会)、 信用金庫(連合会)	組合定款、 建物図面等
法349条の3第27項	家庭的保育事業の用に供する家屋及び 償却資産	1/2(※)		家庭的保育事業の認可を得た 者	事業実施の許認可証、 建物図面等
法349条の3第28項	居宅訪問型保育事業の用に供する家屋 及び償却資産	1/2(※)		居宅訪問型保育事業の認可 を得た者	事業実施の許認可証、 建物図面等
法349条の3第29項	事業所内保育事業(利用定員が5人以下 であるもの)の用に供する家屋及び償却資 産	1/2(※)		事業所内保育事業の認可を 得た者	事業実施の許認可証、 建物図面等
法349条の3第30項	認定生活困窮者就労訓練事業(社会福祉 法第2条第1項に規定する社会福祉事業と して行われるもの)の用に供する固定資産	1/2		社会福祉法人、 その他政令で定める者	事業実施の許認可証、 建物図面等
○ 地方税法附則第15条関係 (以下、「法附15条」と記載しています。)					
法附15条第2項関係 公害防止施設等					
法附15条第2項第1号	水質汚濁防止法に規定する特定施設等を 設置する工場又は事業場の汚水又は廃 液の処理施設	1/2(※)		当該施設の所有者	特定施設設置届出書、 仕様書等
法附15条第2項第2号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規 定するごみ処理施設	1/2	令和6年3月31日まで		一般廃棄物処理施設設置許可 申請書及び許可証、 仕様書等
法附15条第2項第3号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規 定する一般廃棄物最終処分場	2/3			一般廃棄物処理施設設置許可 申請書及び許可証、 仕様書等
法附15条第2項第4号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規 定する産業廃棄物処理施設 (イ)石綿が含まれている産業廃棄物 (ロ)イ以外の産業廃棄物	(イ)・・・1/2 (ロ)・・・1/3			産業廃棄物処理施設設置許可 申請書及び許可証、 仕様書等
法附15条第2項第5号	下水道法に規定する公共下水道の使用 者が設置した除害施設	4/5(※)			令和4年4月1日以後に供用が 開始された公共下水道の排水 区域内の事業場等にて、供用 開始日以前から事業を行う者
法附15条第4項	障害者の雇用の促進等に関する法律の助 成金を受けて取得した家屋	最初の5年・・・5/6		令和5年3月31日まで	心身障害者を多数雇用するも のとして政令で定める事業所 の事業主
法附15条第14項	PFI法に規定する選定事業により取得した 公共施設等の用に供する家屋及び償却 資産	1/2	令和7年3月31日まで	PFI法に規定する選定事業者	選定事業者であることの証明書 等
法附15条第19項	農林漁業バイオ燃料法に規定する生産製 造連携事業により新設した機械その他の 設備	最初の3年・・・ バイオエタノール・バイオディーゼ ル燃料(中小事業者等に 限る)・木質固形燃料は 2/3、 ガス(メタン、木質)は1/2	令和4年3月31日まで	バイオ燃料製造業者	事業実施の許認可証、設計図書 等

法令条項	固定資産の種類	特例割合	取得期限の有無	対象者	備考(添付書類等)
法附15条第23項関係 避難施設					
法附15条第23項第1号	津波防災地域づくりに関する法律に規定する市町村長に指定された指定避難施設(家屋)のうち指定避難施設避難用部分	最初の5年・・・2/3(※)	令和6年3月31日まで	当該指定避難施設の所有者	指定されたことがわかる資料、設計図書等
法附15条第23項第2号・第3号	津波防災地域づくりに関する法律に規定する管理協定に定められた協定避難施設(家屋)のうち協定避難用部分	最初の5年・・・1/2(※)		当該協定避難施設の所有者	協定書、設計図書等
法附15条第24項関係 避難用償却資産					
法附15条第24項第1号	津波防災地域づくりに関する法律に規定する指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産	最初の5年・・・2/3(※)	令和6年3月31日まで	当該償却資産の所有者	指定されたことがわかる資料、設計図書等
法附15条第24項第2号	津波防災地域づくりに関する法律に規定する協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産	最初の5年・・・1/2(※)		当該償却資産の所有者	協定書、仕様書等
法附15条第26項関係 特定再生可能エネルギー発電設備					
法附15条第26項第1号	再生エネルギー特別措置法に規定する特定再生可能エネルギー発電設備 (イ)太陽光発電(1,000kw未満)(ロ)風力発電(20kw以上) (ハ)地熱発電(1,000kw未満) (ニ)バイオマス発電(10,000kw以上20,000未満)	最初の3年・・・2/3(※)	令和4年3月31日まで	当該発電設備の所有者	(イ)のとき 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書(写し)、出力規模・発電能力等が分かる資料 (ロ)、(ハ)、(ニ)のとき 経済産業省が発行した「再生可能エネルギー発電設備の認定について(通知)」の写し
法附15条第26項第2号	再生エネルギー特別措置法に規定する特定再生可能エネルギー発電設備 (イ)太陽光発電(1,000kw以上) (ロ)風力発電(20kw未満) (ハ)水力発電(5,000kw以上)	最初の3年・・・3/4(※)	令和4年3月31日まで	当該発電設備の所有者	(イ)のとき 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書(写し)、出力規模・発電能力等が分かる資料 (ロ)、(ハ)のとき 経済産業省が発行した「再生可能エネルギー発電設備の認定について(通知)」の写し
法附15条第26項第3号	再生可能エネルギーの以下の設備 (イ)水力発電(5,000kw未満) (ロ)地熱発電(1,000kw以上) (ハ)バイオマス発電(10,000kw未満)	最初の3年・・・1/2(※)	令和4年3月31日まで	当該発電設備の所有者	経済産業省が発行した「再生可能エネルギー発電設備の認定について(通知)」の写し
法附15条第33項	子ども・子育て支援法に基づく企業主導型保育事業の運営費の補助を受けた事業者等が当該事業の用に供する固定資産	最初の5年・・・1/2(※)	令和5年3月31日まで	子ども・子育て支援法に基づく企業主導型保育事業の運営費の補助を受けた事業者	企業主導型保育事業(運営費)助成決定通知書の写し
法附15条第37項	農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付を受けて取得した共同利用設備(機械及び装置) (法349条の3第2項・第3項の適用を受けるものを除く)	最初の3年・・・1/2	令和5年3月31日まで	農業協同組合、中小企業等協同組合、その他政令で定める法人	設備利用規約、資金貸付の申請書及び決定通知書等
法附15条の8第2項	高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定により登録を受けたサービス付き高齢者向け賃貸住宅	最初の5年・・・2/3(※)	令和5年3月31日まで	当該家屋の所有者	サービス付き高齢者向け住宅登録通知の写し 補助金交付決定通知書の写し
○ 地方税法附則第64条関係 (以下、「法附64条」と記載しています。)					
法附64条	中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した家屋、機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備	最初の3年・・・0(※)	令和5年3月31日まで	中小事業者 中小企業者 個人事業主	先端設備導入計画書、認定書、生産性が向上することの証明書等

(注1) 特例割合の後に※印がついているものは、わがまち特例制度により市が条例で定める割合です。

(注2) 特例割合は、各課税年度の評価額に対して適用される率であり、償却資産の取得価額に対して適用される率ではありません。